

申請

平成27年6月23日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
安倍 晋三 殿

福島県知事  
内堀 雅雄



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年5月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 県の定める管理計画について、平成27年1月29日付けで変更（本宮市旧和木沢村（白沢村）を削除）していたところであるが、本計画対象区域における管理計画及び実施体制を再検討し、さきに削除した区域においても適切に実施できる態勢が整ったので、再度計画を変更（本宮市旧和木沢村（白沢村）を追加）すること。
- 2 出荷制限が指示された本宮市（旧白岩村）及び南相馬市（旧太田村の区域に限る。）において産出された大豆のうち、別紙の「出荷制限区域において産出された大豆に関する福島県管理計画」に基づき管理され、放射性物質についての全袋検査を受け、基準値以下であることが確認された大豆について、出荷制限を解除すること。

<県の管理計画の変更内容>

変更前		変更後	
1 本計画の対象区域		1 本計画の対象区域	
市町村名	対象区域	市町村名	対象区域
南相馬市	旧石神村	南相馬市	旧石神村、旧太田村
本宮市		本宮市	旧和木沢村（白沢村）、旧白岩村

## 出荷制限区域において産出された大豆に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する大豆が流通しないよう、原子力災害対策本部長から大豆の出荷制限の指示があった区域（以下「対象区域」という。）において生産された大豆について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産された大豆について、本計画及び対象区域の市町村が定めた管理計画に基づき管理を行う。

### 1 本計画の対象区域

今回追加する計画の対象区域は、南相馬市旧太田村、本宮市旧和木沢村（白沢村）及び旧白岩村であり、これらを含めた本計画の対象区域は、下記のとおりである。

市町村名	対象区域
福島市	旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村、旧庭塚村
須賀川市	旧長沼町
二本松市	旧小浜町、旧渋川村
南相馬市	旧石神村、 <u>旧太田村</u>
本宮市	<u>旧和木沢村（白沢村）、旧白岩村</u>
大玉村	旧玉井村、旧大山村

### 2 大豆の流通防止

県及び対象区域の市町村は、関係機関・団体等と連携の上、本計画及び市町村管理計画の内容について、生産者や集出荷団体、産直施設等に対して周知を図る。

特に、対象区域内で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、生産者や集出荷団体、産直施設等に対し文書送付の上、電話連絡や対面等により周知を図ることとし、県は市町村に対してその周知状況の報告を求め、実施確認を行う。

### 3 生産物の管理

#### (1) 管理台帳の整備

市町村は、地域農業再生協議会等と連携して、経営所得安定対策に係る営農計画書などの情報を活用し、毎年大豆の作付期間中に、対象区域内において大豆（自家消費を含む）を作付した全ての生産者を把握し、生産者名、生産者住所、品種（種類）別作付面積、生産予定数量、出荷・自家消費用の区分、保管場所等を記載した管理台帳を整備する。

#### (2) 生産予定数量等の把握

市町村は、地域農業再生協議会等と連携して、当該年産に係る営農計画書及び出荷販売契約書等により、大豆作付面積及び生産予定数量を確認し、必要に応じ管理台帳を更新する。

#### (3) 生産量の全量把握

市町村は関係機関・団体等と連携して、生産者に収穫予定日等を確認し、全生産者から収穫日及び調製終了日を確認するとともに、各生産者の調製終了後、直ちに当該生産者の保管場所を現地確認し、大豆袋別に計量のうえ実際の生産量の全量を把握し、管理台帳に記載する。

#### (4) 全量全袋の識別管理

市町村は、大豆が検査を受けずに出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、生産者へ指導徹底を図るとともに、全袋を個別識別できるように袋毎に番号を付す。また、袋別に出荷・自家消費用の区分、出荷予定日等を確認し、管理台帳に記載

する。

#### (5) 収量が著しく少ない生産者の確認

市町村は、未検査の大豆が流通することを防ぐために、地域農業再生協議会等と連携して、生産量が地域の平均的な収量と比較して少ない場合は、作柄状況等を生産者へ確認したうえで、過去3年間の大豆の作付面積や収穫量、出荷先へのお荷量、経営所得安定対策等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認し、管理台帳に記載する。

#### (6) 管理台帳の提出

市町村は、生産情報等を管理台帳に整備・更新した段階で、県に管理台帳の写しを提出する。

県は、市町村から提出された管理台帳の内容について確認し、必要に応じて修正や追加情報の整備を求める。

### 4 放射性物質検査の実施

#### (1) 検査計画の作成等

市町村は、管理台帳のデータに基づき、全袋の検査実施計画を策定し、県に提出する。

県は、市町村から提出された検査実施計画に基づき、検査関係部署と調整を図りながら、検査日や搬送方法等を市町村に示す。

#### (2) 検査の実施

市町村は、あらかじめ指定された検査期日に合わせて検体を採取し、指定された場所に検体を送付又は直接搬入する。

県は、搬入された検体について、県農業総合センターのゲルマニウム半導体検出器で検査を実施する。

#### (3) 検査結果の確認と報告

県は、検査が終了したら、速やかに国及び市町村に報告する。

市町村は、県の検査結果を速やかに管理台帳に記載するとともに、全ての生産者の大豆が放射性物質の検査が行われているか台帳で確認する。

#### (4) 検査結果の公表

県は、検査の結果について、報道機関や県ホームページ等を通じて公表する。

### 5 放射性物質の検査が終了した大豆の取扱い

市町村は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について、検査済みであることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

なお、基準値を超過した大豆が発生した場合、市町村は速やかに生産者に通知し、該当する袋単位の大豆を、市町村の管理の下で確実に隔離して保管する。

### 6 基準値を超過した大豆の処分

#### (1) 処分の考え方

県は、市町村に対し、基準値を超過した大豆について、市町村の管理計画に基づき適正に処分するよう指導する。

市町村は、基準値を超過した大豆を焼却処分するなど適正な方法により処分する。

#### (2) 管理台帳による確認

市町村は、基準値を超過した大豆がすべて適正に処分されたことを確認後、管理台帳に記載し、県に報告する。

県は、管理台帳に基づき市町村の処分状況を確認する。

## 本宮市大豆管理計画

### 1 本計画の管理対象区域

本宮市旧和木沢村（白沢村）及び旧白岩村

### 2 全袋検査前的大豆の流通防止

本宮市（以下、「市」という）は、関係機関・団体等と連携して、対象区域で生産された大豆が、放射性物質の検査を受け、基準値以下であることが確認される前に出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、下記の事項について徹底して取り組む。

#### (1)生産者への対応

大豆の作付前より対象区域内の自家消費も含めて大豆を作付する全生産者に対して、市の広報等を活用して大豆栽培者に申し出ることの周知を図り、全生産者を把握する。

また、対象区域内で大豆を生産する全生産者（生産者本人など出荷に責任を有する者）に対し、本計画に基づく全袋検査により基準値を超えていないことが確認されたもの以外出荷できないことを大豆の作付期間中を含め複数回、文書送付の上、電話連絡や対面での丁寧な説明等により周知徹底する。

#### (2)小売販売店への対応

県北農林事務所安達農業普及所等と連携して、対象区域内で生産された大豆の販売実績のある小売販売店を把握し、小売販売店のリストを作成する。そのうえで、リストに記載されている全小売販売店の当該店舗責任者等に対して、受入製品の生産地等を必ず確認し、本計画に基づく全袋検査により基準値を超えていないことが確認されたもの以外は販売できないことを、文書送付の上、電話連絡や対面での丁寧な説明等により周知徹底する。

### 3 生産物の管理

#### (1)管理台帳の作成

市は、本宮市地域農業再生協議会等と連携して、当該年産に係る営農計画書の取りまとめに併せ、大豆（自家消費を含む）を作付する農家を把握し、生産者名、生産者住所、品種（種類）別の作付面積、生産予定数量、出荷・自家消費用の区分等を記載した管理台帳を作成する。

#### (2)生産予定数量等の把握

市は、本宮市地域農業再生協議会等と連携して、当該年産に係る営農計画書及び出荷販売契約書等により、大豆作付面積及び生産予定数量等を確認し、必要に応じ管理台帳を更新する。

#### (3)生産量全量の把握

市は、全生産者から訪問又は電話により、収穫日及び調製終了日を確認するとともに、各生産者の調製終了後、当該生産者の保管場所現地確認を行い、生産量の全量を把握し、管理台帳に記載する。

#### (4)全量全袋の識別管理

市は、上記(3)において把握した大豆が検査を受けずに出荷、販売、譲渡及び贈答されることがないように、通し番号により全袋を識別管理するとともに、袋別に出荷・自家消費用の区分、出荷予定日等を確認し、管理台帳に記載する。

#### (5)収量が著しく少ない生産者の確認

市は、未検査の大豆が流通することを防ぐために、上記(3)において把握した生産量が地域の平均的な収量と比較して少ない場合は、過去3年間の大豆の作付面積や収穫量、出荷先への出荷量、経営所得安定対策等の加入・支払状況、現地確認結果、作柄が不良となった事情などを別途確認し、管理台帳に記載する。

### 4 大豆の放射性物質の検査（全袋検査）

#### (1)大豆の放射性物質検査の実施

市は、県等と連携して、管理台帳のデータに基づき、検査点数、検査時期等を内容とする検査計画を策定し、当該計画に基づき、上記3(3)において把握された生産量の全袋について、放射性物質検査を実施する。

(2)管理台帳による確認

市は、上記3(3)において把握された生産量の全袋について、放射性物質検査が行われているか、管理台帳で確認する。

(3)全袋検査が終了した大豆の取扱い

市は、対象区域の全袋検査の終了後に、基準値以下であることが通知された袋単位の大豆について、検査済であることが明確になるようにラベル等で区分するとともに、出荷・販売等が可能となったことを速やかに生産者に通知する。

## 5 基準値を超過した大豆の処分

(1)処分の考え方

市は、上記3(3)において把握された生産量の全袋のうち基準値を超過した大豆の数量を確認し、隔離保管した上で、焼却処分などの適正な方法により処分する。

(2)管理台帳による確認

市は、処分後、上記3(3)において把握された生産量の全袋のうち、基準値を超過した大豆がすべて処分されているか、管理台帳で確認する。